

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により変更の届出があった次の大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する県の意見を同法第8条第6項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成28年5月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ富谷店  
黒川郡富谷町富ヶ岡1-3-22

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 越塚 孝之  
東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号

3 県の意見

平成28年4月11日に提出のあった変更届出書添付書類「（参考資料）騒音レベルの最大値計算過程【合成値あり】」における夜間に発生する騒音の発生源ごとの騒音レベル最大値の予測結果では、当該大規模小売店舗の敷地境界線において、隣接されている設備機器を一つの騒音源と捉えた予測が実施されており、この予測結果において、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）で尊重することとされている騒音規制法（昭和43年法律第98号）の基準値を超過している。

当該地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）で指定された用途地域が第一種低層住居専用地域であり、特に良好な住宅環境を保護する区域とされており、住居が隣接・連たんしている。また、当該大規模小売店舗の営業時間は24時間で、設備機器が夜間においても稼働されることから、周辺環境に影響を及ぼすことがないよう適切な騒音対策を講じること。

4 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報公開センター及び富谷町役場

5 縦覧期間

平成28年5月9日から平成28年6月9日まで（ただし、閉庁日を除く。）